

**飲んだら乗らない！
乗るなら飲まない！
飲んだ者には乗らせない！**



平成18年8月25日夜、福岡市東区奈多の「海中道大橋」で、大変な交通死亡事故が起きました。飲酒運転が原因で、幼い子ども(3人)が絶たれました。
そこで今回は、福岡県交通安全会をなくす県民運動本部が発表している資料を基に、飲酒運転事故の発生状況や飲酒運転の法規制、飲酒が運転に及ぼす影響、飲酒運転撲滅に向け

た取り組み事項などをまとめてみました。今月号から2回にわたって紹介いたします。飲酒運転撲滅にみなさんの協力をお願いします。

(資料提供) 粕屋警察署、引用文献) 総務省 監修(広報通信)

飲酒運転による人身事故は674件発生

福岡県下では、昨年一年間に飲酒運転による人身事故は674件発生しています。内訳は死亡事故が10件、重傷事故が25件、軽傷事故は639件となっています。
月別発生状況は、4月がもっとも多く79件、以下12月の78件、5月の64件、3月の59件とつづいていきます(表1参照)。

時間帯別では午前0時から2時までが120件

飲酒運転事故の時間帯別発生状況は、午前0時から2時までが最も多く120件、以下午後2時から24時までが106件、午前2時から4時までが96件とつづいています。また、この時間帯の事故件数を合わせると322件となり、これは総事故件数の約48パーセントを占めています(表2参照)。

飲酒死亡事故の件数

県下、過去10年の飲酒死亡事故は、平成7・8年の56件をピークに、同12年には27件と減少していましたが、14年には51件と再び増加、15年には27件、昨年は22件と減少傾向を示しています(表3参照)。

飲酒運転の罰則

表4 業務上(重)過失致死傷罪 (刑法第211条)

| 運転行為 | 事故の結果 | 罰則 |
|------------------|--------------|-------------------------------|
| 不注意運転(過失)による交通事故 | 人を死亡または負傷させた | 1か月以上5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金 |

表5 危険運転致死傷罪 (刑法第208条の2)

| 運転行為 | 事故の結果 | 罰則 |
|--|---------|---------------|
| アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行 | 人を負傷させた | 1か月以上15年以下の懲役 |
| | 人を死亡させた | 1年以上20年以下の懲役 |

飲酒運転に対する法規制
酒気を帯びて自動車などを運転してはならないことは、ご存知のとおりですが、改正内容を改めてみてみましょう。

危険運転致死傷罪が創設

飲酒運転や悪質な運転による死傷事故の増加に伴い、平成13年12月に刑法が改正され、新たに危険運転致死傷罪が創設されました。また平成14年6月には道路交通法が改正され、「酒気を帯び」「酒酔い」状態での運転、いわゆる飲酒運転に対する罰則が強化されました。
これにより、飲酒運転などは故意の危険運転行為とみなされ、死傷事故を起こしたときは、従来の過失責任よりも重い罪に問われることになりました。

1、刑法(別表4・5参照)



海の中道大橋の事故現場

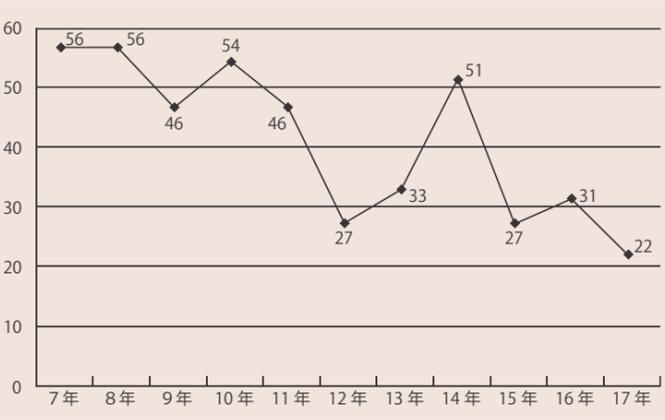
表1 飲酒運転の月別人身事故発生状況 (H17)

| 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 発生件数 | 47 | 43 | 59 | 79 | 64 | 41 | 55 | 47 | 47 | 56 | 58 | 78 | 674 |
| 死亡事故 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 10 |
| 重傷事故 | 1 | 0 | 2 | 6 | 5 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 4 | 1 | 25 |
| 軽傷事故 | 44 | 42 | 56 | 73 | 57 | 40 | 52 | 44 | 45 | 56 | 54 | 76 | 639 |

表2 飲酒運転の時間帯別人身事故発生状況 (H17)

| 時間 | 0~2 | 2~4 | 4~6 | 6~8 | 8~10 | 10~12 | 12~14 | 14~16 | 16~18 | 18~20 | 20~22 | 22~24 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 発生件数 | 120 | 96 | 64 | 38 | 19 | 22 | 9 | 22 | 32 | 64 | 82 | 106 | 674 |
| 死亡事故 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 10 |
| 重傷事故 | 2 | 4 | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 2 | 3 | 25 |
| 軽傷事故 | 144 | 91 | 61 | 36 | 17 | 21 | 9 | 20 | 30 | 59 | 79 | 102 | 639 |

表3 飲酒運死亡事故の件数 (各年12月…福岡県)



※各飲酒事故件数は、当事者種別が原付以上で飲酒検地不能まで含む

2、道路交通法

罰則(道路交通法第65条第1・2項)
酒酔い運転 3年以下の懲役または50万円以下の罰金。
酒気帯び運転 1年以下の懲役または30万円以下の罰金。

表6 違反行為の点数・処分内容等

| | 点数 | 処分内容 | 欠格・停止期間 |
|--------|-------------------------------|-------|---------|
| 酒酔い運転 | 25点 | 免許の取消 | 2年 |
| 酒気帯び運転 | 呼気1リットル中アルコール0.25mg以上 | 免許の停止 | 90日 |
| | 呼気1リットル中アルコール0.15mg以上0.25mg未満 | 免許の停止 | 30日 |

(注) この処分は一例で、過去の交通事故や交通違反の前歴などにより異なります。「欠格・停止期間」は、前歴なしのときです。

インタビュー

飲酒運転撲滅について、須恵町交通指導員会の辻 賢一会長の話をお聞きしました。



**まだまだ多い飲酒運転
取り締まり期間中に322人検挙**

「平成13年に刑法が改正されて厳しくなったのに、また、悲惨な交通死亡事故がおきました。ショックです。
人身事故、それも飲酒運転は絶対にあってはなりません。事故の加害者、被害者ともより家族など、たくさんの人を不幸にします。
わたしたちの活動は、町の交

通問題について、年6回の交通指導員会を開いて交通安全についての情報交換を行うほか、粕屋署や交通安全協会などと連携し、春や夏、また、年末年始などの交通安全運動キャンペーンの実施、小学校児童を対象にした自転車の安全運転教室を開くなどしていますが、こうした事故実態に接すると無力さや非

力を思います。
県警が発表している酒気帯び・酒酔い運転の検挙者数(緊急取り締まり強化期間)平成18年8月28日~9月13日・検挙者322人、毎日新聞・平成18年9月14日付け)などを見ていると、事故の恐ろしさや厳しさがまだまだ理解されていません。
飲酒運転撲滅については、運転者よりもより家庭や地域、職場などでもっとも注意、啓発しあっていかなければなりません。みなさんの協力をお願いします。」